

森林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

森林公園条例の一部を改正する条例

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <p>(1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム</p> <table border="1" data-bbox="208 668 1084 866"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>2,050円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,080円</u></td></tr></tbody></table> <p>(2) キャンプ場</p> <table border="1" data-bbox="208 916 1084 1114"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td><u>650円</u></td><td>テント 1日までごとに1張につき <u>650円</u></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="179 1208 1084 1453"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>540円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>4,840円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,050円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,080円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	<u>650円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>650円</u>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>540円</u>	[略]			展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,840円</u>	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <p>(1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム</p> <table border="1" data-bbox="1216 668 2092 866"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td><u>2,110円</u></td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td><u>1,110円</u></td></tr></tbody></table> <p>(2) キャンプ場</p> <table border="1" data-bbox="1216 916 2092 1114"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td><u>670円</u></td><td>テント 1日までごとに1張につき <u>670円</u></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="1187 1208 2092 1453"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td><u>560円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td><u>4,980円</u></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,110円</u>	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,110円</u>	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	<u>670円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>670円</u>	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>560円</u>	[略]			展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,980円</u>
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,050円</u>																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,080円</u>																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1日までごとにテント1張につき	<u>650円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>650円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>540円</u>																																																					
[略]																																																							
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,840円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	<u>2,110円</u>																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	<u>1,110円</u>																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1日までごとにテント1張につき	<u>670円</u>	テント 1日までごとに1張につき <u>670円</u>																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	<u>560円</u>																																																					
[略]																																																							
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	<u>4,980円</u>																																																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。